

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公 告	
○地方自治法施行令第168条の規定により 指定金融機関、指定代理金融機関及び収 納代理金融機関を指定した告示の一部改 正 (会計課) 139		○道路の供用開始 (南丹土木事務所) 140	
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課) 〃		○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の 意見の概要 (山城広域振興局) 〃	
○道路の区域変更 (南丹土木事務所) 140		○都市計画地区計画の変更に係る図書の写 しの縦覧 (都市計画課) 141	

告 示

京都府告示第109号

地方自治法施行令第168条の規定により指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を指定した告示(平成20年京都府告示第518号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

収納代理金融機関の表中

三菱UFJ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社

三井住友信託銀行株式会社

を

みずほ信託銀行株式会社

に改める。

京都府告示第110号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和5年3月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和4年度	第58号	大須賀 仁	南丹市	南丹市八木町山室外里6ほか2筆

2 認可した日
令和5年2月27日



京都府告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年3月7日から令和5年3月22日まで縦覧に供する。

令和5年3月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京丹波三和線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
船井郡京丹波町三ノ宮向イ52から	前	最小 13.9 ^m	87.0 ^m
		最大 19.8	
船井郡京丹波町三ノ宮向イ10の1まで	後	最小 19.5	
		最大 33.0	

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年3月7日から令和5年3月22日まで縦覧に供する。

令和5年3月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 京丹波三和線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
船井郡京丹波町三ノ宮向イ52から 船井郡京丹波町三ノ宮向イ10の1まで	令和5年3月7日

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 桧山須知線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
船井郡京丹波町須知藤ノ森33の1から 船井郡京丹波町須知狐塚4の1地先まで	令和5年3月7日
船井郡京丹波町須知狐塚4の1から 船井郡京丹波町須知天神5の4まで	

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年3月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ八幡店
八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
SMFLみらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和4年9月9日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農工商連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- (6) 縦覧期間
令和5年3月7日から令和5年4月7日まで
- 2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ八幡店
八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
SMFLみらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による
変更の届出
令和4年9月9日
- (4) 意見の概要
ア 変更計画説明書に記載の駐車場の全体収容台数
について、変更前後で算出方法が異なるのであれ
ば示すこと。また、変更後の駐車場届出台数と全
体収容台数の差分について、使い分けを示すこと。
イ 変更計画説明書に記載の駐車場の全体収容台数
について、併設施設等用駐車場等が来客者用駐車
場として利用できない場合、実際の収容台数が必
要駐車台数と一致し、余裕がなくなるため、全体
収容台数については再度整理を行うこと。また、
従業員用駐車場と併設施設等用駐車場について
は、運用方針を説明書に記載すること。
ウ 八幡市開発指導要綱施行基準に定めている駐車
場等に関する事項に記載のとおり自動車駐車場の
台数を確保すること。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和5年3月7日から令和5年4月7日まで



向日市から京都都市計画地区計画（森本東部地区）の
変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法
（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用す
る同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都
市計画課において縦覧に供する。

令和5年3月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊